

独立行政法人家畜改良センター中期目標

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、農林水産省種畜牧場を前身とし、平成2年10月の家畜改良センター化を経て、平成13年4月に独立行政法人として発足した。

この間、我が国の畜産は、食生活の多様化・高度化等を背景として順調に成長し、農業総産出額の約3割を占め、生産資材の供給や畜産物の処理・流通等の関連産業を含め、地域社会の活性化や地域経済の維持、国土資源の有効利用等多様な役割を果たしつつ、着実に発展してきた。

その中で、センターは、それぞれの時代の要請に応じ、優良な種畜及び飼料作物種苗の生産・供給、新しい畜産技術の開発・実用化、生産者が安心して利用できるための種畜及び飼料作物種苗の検査、更には牛個体識別業務等に取り組み、我が国の畜産の発展や国民の食の安全に対する信頼の確保等に寄与してきたところである。

一方、現下の我が国の畜産をめぐる情勢を見ると、以下のような課題が山積している。

国際関係においては、WTO・EPA交渉等による国際規律の強化に対応し得るよう、畜産物の生産コスト低減及び品質の向上による国際競争力の強化を早急に図る必要がある。

国内的には、畜産物の自給率が低下傾向にあり、畜産の生産基盤の強化を図る観点から、家畜の能力向上や飼養管理の改善等を通じた低コスト化や経営体質の強化、消費者ニーズに対応した畜産物の供給等が求められている。

また、自給飼料の生産が減少傾向にあり、生産コストの低減、農地の有効利用、資源循環型畜産の確立等を実現するため、優良な飼料作物品種の普及、稲発酵粗飼料の生産、耕作放棄地を活用した放牧等の推進を通じた自給飼料の生産拡大が重要になっている。

一方、BSE（牛海綿状脳症）の発生、遺伝子組換え生物の出現等を契機として、食の安全に対する国民の関心が高まっており、生産から加工・流通の各段階にわたるリスク管理の徹底や消費者への的確な情報提供等により、国民の食に対する信頼の確保を図っていくことが急務となっている。

また、地球規模での人及び物の移動等に伴い、家畜伝染性疾病（口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザ等）が世界各地で発生しており、海外で家畜伝染性疾病が流行した場合には畜産物や家畜生体の輸入が停止されることから、危機管理やリスク分散の観点から、育種資源の過度の海外依存を避け、国内で家畜の育種改良を行い、種畜を供給する体制を維持しておく必要性が高まっている。

これらの課題に対処していくため、国は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づく「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議決定）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づく「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく「家畜改良増殖目標」等を策定したところであり、これらの基本計画等に即し、各般の施策を実施していくこととしている。

また、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）及び遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）に基づき、国民の食の安全に対する信頼の確保を図るための措置を講じているところである。

センターは、行政施策の実施機関として、これらの法律、基本計画等に基づく政策

目標の達成に資するため、

国際競争力の強化に必要な畜産物の生産コスト低減や品質向上を図る上で基本となる家畜の育種改良の推進

畜産新技術の実用化とその活用による育種手法の高度化・効率化

優良な飼料作物種苗の生産・供給による自給飼料の生産拡大

種畜及び飼料作物種苗の検査の確実な実施による種畜及び飼料作物種苗の品質の確保

牛個体識別システムの運営及び遺伝子組換え生物に係る検査の確実な実施による食の安全に対する信頼の確保

等に貢献していく必要がある。

また、これらの業務を展開するに当たっては、地方公共団体及び民間との役割分担を明確にするとともに、職員の合理的な配置及び業務運営の効率化による経費の縮減等を図り、効率的かつ効果的に実施する必要がある。

以上を踏まえ、センターは、国民の期待と信頼に応えるため、以下に掲げる中期目標を達成するものとする。

第1 中期目標の期間

センターの中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

センターの主要な事務及び事業については、効率的かつ効果的な運営を確保することとし、以下の事項に取り組むものとする。

1 業務対象の重点化

(1) 家畜の改良増殖業務

センターが担う家畜の改良増殖業務については、地方公共団体及び民間との役割分担を明確にするとともに、効率的かつ効果的な業務運営の観点から、都道府県及び民間では実施し難い全国的な家畜改良の推進、畜産新技術を活用した家畜の育種改良、種畜検査、牛個体識別等の業務に重点化して取り組む。

特に、めん羊、山羊、実験用小型ヤギ及び実験用ウサギの種畜供給業務については、民間を中心とした種畜の生産・供給体制等を構築し、これらの体制に移行する。

また、その他の家畜については、都道府県及び民間との役割分担、けい養頭数規模の見直し等の検討を行うとともに、畜産物の需要動向、家畜の飼養動向等を勘案して、乳用牛、肉用牛、豚及び鶏の4畜種に重点化する。

(2) 飼料作物種苗の増殖業務

センターが担う飼料作物種苗の増殖業務については、新品種育成機関及び民間との役割分担の下で行う原種子の増殖・供給であることを踏まえ、優良品種の普及を促進し飼料自給率の向上を図る観点及び効率的かつ効果的な業務運営を行う観点から、需要動向等を勘案し、新品種及びニーズの高い品種への重点化を図ることにより、飼料作物種苗の増殖対象品種・系統を中期目標期間中に10%程度削減する。

2 業務運営の効率化及び組織体制の合理化

(1) 業務運営の効率化

センターの事務・事業について、効率的かつ確実な運営を確保する観点から、業務の進捗状況に応じた適切な対処ができる進行管理を行うとともに、事務・事業の集約化を図る方向で検討し、再編・統合する。

(2) 組織体制の合理化

業務運営の効率化を図るとともに、一般管理部門、家畜改良部門等について、要員の合理化に努める。

特に、技術専門職員が担当する業務については、当該職員の資質の向上を図りつつ、家畜受精卵移植等の繁殖業務、各種分析・検査業務、調査研究支援業務等の資格又は専門的技術を要する業務にシフトさせ、家畜管理、飼料生産業務等における単純作業については、現有の人員を有効活用することを基本に、退職者の状況を踏まえつつ、段階的に外部化を進める。

3 経費の縮減

業務運営の効率化による経費の縮減については、一般競争入札の積極的な活用等による調達コストの節減等に努め、運営費交付金のうち一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度、少なくとも対前年度比で3%縮減するとともに、業務経費については、毎年度、少なくとも対前年度比で1%縮減する。

また、人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、今後5年間において、国家公務員に準じた5%以上の削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

WTO、EPA交渉等急速に進展する国際化の流れの中で、我が国の畜産の発展を図っていくためには、畜産の生産性の向上及び畜産物の品質の向上を図ることが重要な課題となっている。

また、国内外におけるBSE、高病原性鳥インフルエンザ等の発生を契機として、国内での種畜の改良・確保の必要性及び安全で消費者に信頼される畜産物の生産・供給に対するニーズが高まっている。

このため、消費者、流通業者及び生産者におけるニーズを踏まえつつ、センターの保有する人材を含めた畜産基盤を十分に活かして、家畜の改良増殖、飼料作物種苗の増殖、畜産新技術の開発・実用化及びその普及、種畜・種苗の検査等を確実に実施することにより、農政の基本方針である「食料・農業・農村基本計画」並びに同計画に即した具体的な政策方針である「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、「家畜改良増殖目標」及び「鶏の改良増殖目標」の達成に資するとともに、国民に対する安全で信頼される畜産物の安定供給に貢献するものとする。

1 家畜改良及び飼養管理の改善等

畜産の生産性の向上及び畜産物の品質の向上を図っていくためには、家畜の能力向上と飼養管理の改善が重要であり、特に進展の著しいバイオテクノロジー等の新技術、情報分析技術等を家畜の育種に導入して家畜の能力向上を図るとともに、家畜の能力を発揮させるために必要な飼養管理の改善を推進していく必要が

ある。

このため、科学的根拠に基づき、家畜の能力検定や遺伝的能力評価の推進を図るとともに、より効率的な育種手法の開発・実用化・導入に積極的に取り組みつつ、防疫対策及び衛生管理に万全を期しながら、優良な種畜、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の供給等に努め、特に次の業務に重点を置いて家畜改良を進めるものとする。

(1) 乳用牛

「家畜改良増殖目標」の達成に資するため、主要品種であるホルスタイン種の改良に重点を置き、後代検定事業の推進、遺伝的能力評価の実施及び後代検定対象種雄牛（以下「候補種雄牛」という。）等の生産・供給に取り組む。

また、ジャージー種については、民間における改良を支援する業務を実施する。

ア 後代検定事業の推進

(ア) 候補種雄牛の遺伝的能力を全国同一基準により評価を行う後代検定事業を推進する。

(イ) 期待育種価の高い候補種雄牛について後代検定を実施し、国内で必要な凍結精液を供給するため、遺伝的能力の高い検定済種雄牛を40頭程度確保する。

イ 遺伝的能力評価の実施

(ア) 農家において種畜の導入、交配及び選抜・淘汰を行う上での基礎となる遺伝的能力について、毎年2回以上、供用中の種雄牛全頭及び評価可能な牛群検定加入雌牛全頭の遺伝的能力を評価し、公表する。

(イ) 乳用種雄牛の国際能力評価機関（インターブル）が行う種雄牛の国際評価に我が国の代表機関として参画し、種雄牛の遺伝的能力評価に関する情報提供を行う。

(ウ) 評価対象形質として経済的価値の高い形質を追加するとともに、評価精度の向上等評価手法の改善を行う。

(エ) ジャージー種については、農家における改良を支援するため、評価可能な牛群検定加入雌牛全頭の遺伝的能力を評価し、公表する。

ウ 候補種雄牛等の生産・供給

我が国の飼養環境（気候・風土・飼料・飼養管理等）や牛群に適した優良種畜の生産・利用を図るため、実用段階の新技术を活用した新たな育種手法を導入しつつ、遺伝的能力が高い国内の優良な雌牛を活用して期待育種価の高い候補種雄牛や種雌牛等を生産する。

また、中期目標期間中に優良種畜等を250頭程度供給する。

(2) 肉用牛

「家畜改良増殖目標」の達成に資するため、主要品種である黒毛和種の改良に重点を置き、遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、広域後代検定事業の推進、遺伝的能力評価の実施及び候補種雄牛等の生産・供給に取り組む。また、「食料・農業・農村基本計画」に示された肉用牛増頭目標の達成に貢献する。

その他の品種については、関係道県、関係団体等との役割分担の見直しについて検討する。

ア 後代検定事業の推進

(ア) 候補種雄牛の遺伝的能力を全国同一基準により評価を行う広域後代検定事業を推進し、検定済種雄牛の広域的な利用を図る。

(イ) 肉用牛改良の基礎資料として都道府県、関係団体等の産肉能力検定成績をとりまとめ、公表する。

イ 遺伝的能力評価の実施

(ア) 共同利用種雄牛(都道府県が共同で利用できる種雄牛)を選抜するため、広域後代検定事業に係る候補種雄牛について、遺伝的能力を評価し、公表する。

(イ) 広域後代検定事業等を推進するため、遺伝的能力評価の精度の向上等評価手法の改善を行う。

(ウ) 種畜の産肉能力に基づく改良を推進するため、枝肉情報を集計し、改良情報として提供する。

ウ 候補種雄牛等の生産・供給

(ア) 全国で利用される優良種雄牛の作出や肉用牛の増頭を図るため、実用段階に入った新技術を活用した新たな育種手法を導入しつつ、肉用牛産肉能力平準化促進事業における候補種雄牛やニーズに即した種雌牛を生産する。

また、中期目標期間中に優良種畜等を800頭程度供給する。

(イ) 肉用牛の遺伝的多様性の確保に資するため、遺伝的に希少な系統について、中期目標期間中に牛群を整備する

(3) 豚

「家畜改良増殖目標」の達成に資するため、全国的な豚改良の推進、遺伝的能力評価の実施、優良種豚の生産・供給等に取り組む。

ア 全国的な豚改良の推進

センターが中心となり、豚の改良に関係する都道府県、団体、種豚場等との役割分担及び連携・協力の下、全国的な豚の改良を推進する。

イ 遺伝的能力評価の実施

(ア) 全国同一基準での遺伝的能力評価の推進のため、中期目標期間中に、35箇所以上の育種機関・種豚場の種豚群間の血縁関係を結ぶ。

(イ) 農家において種畜の導入、交配及び選抜・淘汰を行う上での基礎となる遺伝的能力について、毎年4回、遺伝的能力評価に参加する種豚場等の種畜の評価を実施する。

(ウ) 評価対象形質として経済的価値の高い評価形質の追加を検討するとともに、評価手法の改善を行う。

ウ 優良種豚等の生産・供給

(ア) 新たな系統豚の造成及び新たな育種手法の実用化に着手するため、改良目標、育種プログラム等を検討するとともに、新たな系統豚の造成に必要な基礎豚を選定・導入する。

(イ) 系統豚「ユメサクラ」、能力の高い純粋種種豚等を種豚換算で中期目標期間中に1,200頭程度供給する。

(4) 鶏

「鶏の改良増殖目標」の達成に資するため、消費者、流通業者及び生産者のニーズへの対応に重点を置き、全国的な鶏改良の推進、国産鶏の普及、優良種鶏の生産・供給等に取り組む。

ア 全国的な鶏改良の推進

センターが中心となり、鶏の改良に関係する都道府県、民間種鶏場等との役割分担及び連携・協力の下、全国的な鶏の改良を推進する。

イ 優良種鶏の生産・供給

消費者、流通業者及び生産者のニーズに対応した系統の改良に重点化し、遺伝子育種等の新たな育種手法を活用しつつ、卵用鶏においては卵殻質、卵内容等に優れた赤玉系統・白玉系統の産卵能力等の改良を、肉用鶏においては低脂肪、劣性白又は遅羽性に着目した系統の産肉能力等の改良を推進する。

また、優良な種鶏を中期目標期間中に種卵換算で600千個程度供給する。

(5) その他の家畜

その他の家畜については、需要の動向等を踏まえ、優良な種畜等の生産・供給を行うものとするが、めん羊、山羊、実験用小型ヤギ及び実験用ウサギの種畜供給業務については、民間を中心とした種畜供給体制を構築しつつ、計画的に民間主体の体制に移行し、それらに対する改良増殖技術の指導等の支援業務に特化する。

(6) 種畜検査

適切な種畜の利用により家畜の改良増殖を推進するため、家畜改良増殖法第4条の規定に基づく種畜検査について、申請のあった種畜の全頭について種畜検査を的確に実施する。

(7) 家畜の遺伝資源の保存

家畜の遺伝資源について、独立行政法人農業生物資源研究所(以下「生物研」という。)と連携しつつ、収集、保存及び特性調査を実施する。

(8) 飼養管理の改善

政策課題に対応した家畜の管理技術、飼料の生産・利用技術、放牧利用技術等の改善に努め、併せてその技術の実証展示等を行い、その普及に努め、見学者を毎年1,500名以上受け入れる。

(9) 家畜個体識別事業の推進

家畜個体識別事業を推進し、各種制度や行政施策の適正な執行、畜産経営の高度化、畜産物の適正な流通等に資するため、牛個体識別台帳やこれに関連する情報等のデータベースに蓄積されたデータの有効活用を図る。

2 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び供給

自給飼料の増産を推進し、飼料自給率の向上を図るためには、飼料作物の優良品種の普及による生産性及び品質の向上が必要である。このため、我が国の気候風土に適応し、高い生産性、病害抵抗性、耐倒伏性等の特徴を持つ飼料作物の優良品種の普及に必要な種苗の生産、供給等を行う。

(1) 飼料作物種苗の生産及び供給

国内で育成された優良品種の普及に資するため、新品種・系統及び需要の高い品種・系統への重点化を図りつつ、国際水準に適合する高品質な種苗を生産し、毎年度20トン程度の採種用等種苗の供給能力を維持する。

(2) 飼料作物優良品種の普及支援

地域に適した飼料作物優良品種の選定・普及に資するため、奨励品種選定試験結果のデータベースを更新し、情報の提供等を行う。

(3) 飼料作物の遺伝資源の保存

飼料作物の遺伝資源について、生物研と連携しつつ、栄養体保存等を行う。

3 飼料作物の種苗の検査

飼料作物種苗の国際間流通における品種特性の維持と品質の確保を図るととも

に、地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及に資するため、以下の事項に取り組む。

(1) 検査の実施

I S T A (国際種子検査協会) 品質保証システム等を活用し、O E C D 種子制度等に基づく検査及び証明を的確に実施する。その際、種子純度検査及び発芽検査の検査試料入手から結果通知までに要する期間(国際種子検査規程に定められている最低限必要な検査日数を除く。)について平均5日程度(営業日)を達成する。

(2) 地域に適した飼料作物の育成支援

地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及に資するため、毎年60系統程度(標準品種を除く。)の地域適応性等の検定試験を実施する。

4 調査研究

家畜改良、飼養管理の改善等に資するため、研究機関等との連携を図りつつ、以下の事項に取り組む。

(1) 育種改良関連技術

遺伝子解析を利用した家畜の選抜及び官能評価に基づく高品質な畜産物生産のための技術を開発し、これを導入・活用するため、以下の事項に取り組む。

ア 生産性等に影響する遺伝子の究明と選抜への応用

D N A 解析技術を活用した育種手法を早期に実用化し、家畜の改良を効率的に推進するため、生産性に関する形質(乳房炎等)及び生産物の品質に関する形質(脂肪交雑等)に影響する遺伝子を究明するとともに、選抜への利用について検討し、試行する。

イ 食味に関する評価手法の開発と選抜への応用

消費者ニーズに対応した食肉生産に向けて家畜の育種改良を図るため、官能評価及び理化学分析技術を活用した食味の食味に関する評価手法を開発するとともに、選抜への利用について検討し、試行する。

(2) 繁殖関連技術

高度な繁殖技術を活用した育種手法による種畜生産や優良家畜の増殖を実現するため、胚の生産・保存技術や核移植技術を改善し、その利用性を実証するとともに、家畜の生産率の向上のため、受胎率の向上等に資する技術の改善等を行う。

(3) 飼養管理関連技術

家畜の管理、粗飼料の生産・利用、放牧、家畜排せつ物の処理・利用等の飼養管理関連技術について、調査する。

5 講習及び指導

調査研究や技術の開発・実用化の成果等の普及を図り、我が国畜産の発展に寄与するため、特に次の事項について積極的に取り組む。

(1) 成果等の情報提供

学会、紙誌類、ホームページ等を活用し、センターの業務成果等畜産技術に関する情報を毎年60件以上提供する。

(2) 技術の普及指導

ア 農林水産省が計画を策定する中央畜産技術研修を開催するほか、都道府県、民間技術者等への伝達が必要とされる畜産新技術について、センター主催で

技術研修会等を開催する。

イ 都道府県、民間機関、大学等の依頼による個別研修について可能な限り受け入れる。

ウ 上記ア及びイにより、毎年1,200名以上の研修生を受け入れる。

エ 畜産関係団体等が畜産振興に寄与する技術研修会等を開催する際に、可能な範囲で施設を提供する。

(3) 海外技術協力

関係機関の要請に基づいた海外技術協力に係る専門家の研修、派遣、調査団員の派遣等について、可能な限りその要請に応える。

また、海外からの研修員の受入れについて、可能な限り関係機関からの要請に応える。

6 センターの資源を活用した外部支援

畜産に関する新たな社会・行政ニーズが発生した場合又は外部機関が行う技術開発・調査の協力依頼があった場合には、要請等に応じて、業務に支障がない範囲で積極的に支援する。

また、外部機関からの講師派遣等の要請について、積極的に対応する。

7 家畜改良増殖法に基づく検査等

(1) 家畜改良増殖法に基づく立入検査等

家畜改良増殖法第35条の2の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。

(2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査

種苗法（平成10年法律第83号）第53条の2の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、指定種苗の集取及び検査を的確に実施する。

(3) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく立入検査等

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。

8 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「法」という。）第20条及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令（平成15年政令第300号）第5条の規定に基づき、次に掲げる事務を的確に実施する。

(1) 牛個体識別台帳の作成及び記録に関する事務

(2) 牛個体識別台帳の記録の保存に関する事務

(3) 牛個体識別台帳の正確な記録を確保するために必要な措置に関する事務

(4) 法第5条第2項の規定に基づく申出の受理に関する事務

(5) 牛個体識別台帳に記録された事項の公表に関する事務

(6) 法第8条及び第11条から第13条までの規定に基づく届出の受理に関する事務

(7) 個体識別番号の決定及び通知に関する事務

第4 財務内容の改善に関する事項

適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設・設備の整備

業務の適切かつ効率的な実施を確保するため、施設・設備を計画的に整備する。

2 職員の人事

人材の確保及び養成を図りつつ、職員の適正な配置を行うとともに、一般管理部門及び業務関係部門の要員の合理化を進める。